

防除事業請負

入札説明資料

(物件番号 第1号)

事業名 ナラ枯れ等防除事業請負（脇野沢・大間・佐井地区）

事業箇所 青森県むつ市脇野沢字源藤城国有林 981 林班ろ 1 小班外

東北森林管理局

下北森林管理署

ナラ枯れ等防除事業請負契約書（案）

- 1 事業名 ナラ枯れ等防除事業請負（脇野沢・大間・佐井地区）
- 2 事業場所 青森県むつ市脇野沢字源藤城国有林981林班ろ1小班外
- 3 事業量 別紙1 事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和7年6月10日
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
×	部分払	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

8 特約事項

別紙2のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月28日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 青森県むつ市金曲一丁目4-6
氏名 分任支出負担行為担当官
下北森林管理署長 成田 敏 印

請負者 住所
氏名
印

事業内訳書(ナラ枯れ・伐倒くん蒸)

記入 番号	作業種	林小班	面積 (ha)	本数 (本)	幹材積 (m3)	事業期間	担当区	備考
1	伐倒くん蒸	981ろ1	0.10	10	3.17	契約締結日の翌日から 令和7年6月10日まで	脇野沢	B29～B38
2	伐倒くん蒸	981は4	0.08	8	2.56	契約締結日の翌日から 令和7年6月10日まで	脇野沢	B21～B28
3	伐倒くん蒸	981と1	0.06	6	1.51	契約締結日の翌日から 令和7年6月10日まで	脇野沢	B88～B93
4	伐倒くん蒸	982ち1	0.44	44	13.46	契約締結日の翌日から 令和7年6月10日まで	脇野沢	B39～B68 B94～B107
5	伐倒くん蒸	982ち2	0.17	17	8.18	契約締結日の翌日から 令和7年6月10日まで	脇野沢	B69～B85
6	伐倒くん蒸	2023そ	0.01	1	0.30	契約締結日の翌日から 令和7年6月10日まで	大間	B711
7	伐倒くん蒸	2267ろ	0.04	4	1.28	契約締結日の翌日から 令和7年6月10日まで	佐井	E96～E99
8	伐倒くん蒸	2276へ	0.04	4	2.44	契約締結日の翌日から 令和7年6月10日まで	佐井	C661～C664
9	伐倒くん蒸	2283る9	0.04	4	1.48	契約締結日の翌日から 令和7年6月10日まで	佐井	E88～E91
10	伐倒くん蒸	2284ち1	0.04	4	1.21	契約締結日の翌日から 令和7年6月10日まで	佐井	E93～E95
11	伐倒くん蒸	2286は3	0.01	1	0.39	契約締結日の翌日から 令和7年6月10日まで	佐井	B10
12	伐倒くん蒸	2287は	0.03	3	1.69	契約締結日の翌日から 令和7年6月10日まで	佐井	B11～B13
13	伐倒くん蒸	2292ち	0.08	8	1.43	契約締結日の翌日から 令和7年6月10日まで	佐井	E100～107
14	伐倒くん蒸	2320は	0.02	2	0.99	契約締結日の翌日から 令和7年6月10日まで	牛滝	E128・E130
	伐倒くん蒸 計		1.16	116	40.09			
15	伐倒くん蒸 (伐根)				2.88	契約締結日の翌日から 令和7年6月10日まで		全小班の合計
	伐倒くん蒸 (伐根) 計				2.88			
	総計		1.16	116	42.97			

○参考資材内訳

くん蒸用シート(生分解性) 11.00巻(30m×4m規格)

カーバムナトリウム塩液剤 33.000(44本)

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。

伐倒・くん蒸作業条件因子表

記入 番号	林 小 班	傾 斜 緩-1 中-2 急-3	通 勤	
			人員輸送車 片道距離 (km)	徒歩往復 所要時間 (分)
1	981 ろ1	2	3.1	24
2	981 は4	2	3.1	12
3	981 と1	2	4.6	16
4	982 ち1	2	6.6	24
5	982 ち2	2	6.6	16
6	2023 そ	2	7.0	20
7	2267 ろ	2	6.7	2
8	2276 へ	2	6.9	12
9	2283 る9	2	3.5	10
10	2284 ち1	2	1.6	4
11	2286 は3	2	6.1	4
12	2287 は	3	6.1	28
13	2292 ち	2	9.4	8
14	2320 は	2	26.3	6
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

薬剤注入(ナラ枯れ)作業条件因子表

記入 番号	林 小 班	傾 斜 緩-1 中-2 急-3	通 勤	
			人員輸送車 片道距離 (km)	徒歩往復 所要時間 (分)
1	982 ち2	3	6.6	6
2	982 れ	2	6.1	6
3	983 ろ	2	7.6	12
4	2287 は	2	6.1	16
5	2294 る1	2	9.8	4
6	2294 よ1	2	10.4	8
7	2314 は8	2	17.6	10
8	2320 は	2	26.3	6
9	2320 に	2	26.6	1
10	2325 ち1(1)	2	28.1	4
11	2325 ち1(2)	2	28.5	2
12	2325 ち1(3)	2	28.7	4
13				
14				
15				

記録写真仕様書

(写真の提出)

1. 作業記録写真は、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督職員に提出しなければならない。
なお、提出部数については、2部とする。

(準備器材)

2. 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
 - ア 写真機（予備を用意しておく）
 - イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。

(写真撮影)

3. 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
 - イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
 - ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
 - エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
 - オ 作業前、作業中（作業工程毎）、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。
ただし、作業区域が同流域かつ作業仕様が同一の場合は1林小班とみなし、監督職員の指示により、その区域の代表的な箇所を撮影すればよいものとする。

(写真整理)

4. 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

(デジタル写真)

5. デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
 - イ 記録形式はJPEGとし、圧縮率、撮影モードについては監督職員と協議の上決定する。
 - ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
 - エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(その他)

6. この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

(ナラ枯れ防除)

伐倒くん蒸作業仕様書

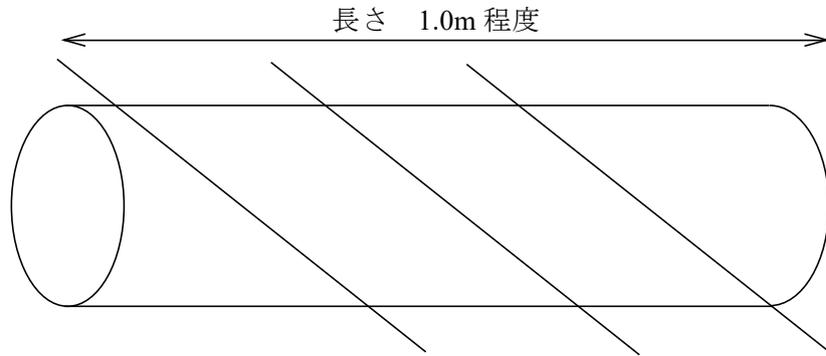
- 1 作業着手前には、立ち入り禁止等の注意標識等を設置し、入林者が作業箇所近づかないよう周知すること。
- 2 本作業の区域は別紙図面のとおりであり、該当立木（駆除対象木）については、別紙数量内訳書のとおりであるが、標示については、胸高部に黄色テープで鉢巻き及びナンバーテープで標示しているので全て伐倒すること。
止むを得ず支障木として伐倒しなければならない立木が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 3 該当立木（駆除対象木）を伐倒する場合は、伐倒木の状態、周囲の地形等を十分考慮し、かかり木にならないようにすること。
- 4 伐点は地上高 30 cm以下とし、ツル等を切除して伐採断面を平滑にしたうえ、薬剤が浸透しやすいようにチェーンソーで切れ込みを入れること（別紙のとおり）。
- 5 集積箇所は、歩道等入林者の通行する箇所及び沢付近等で処理材の流出の恐れのある場所を避けるとともに、傾斜地等の集積で滑落等の恐れのある場合は、杭などにより防止処置を講じること。
- 6 枝条部分は、長さ 50 cm程度に切断し、幹とは別に集積すること（くん蒸は要しない）。
- 7 伐倒した幹は、長さ 1.0m程度に切断し、薬剤が浸透しやすいようにチェーンソーで切れ込みを入れること（別紙のとおり）。
- 8 切断した幹の集積に当たっては、被覆時に破れが生じないように、端部を処理しておくとともに、切片もシート内に入るよう集積すること。また、地面に接する面を小さくし、くん蒸の効果が十分得られるよう、枕材を下部に入れること。なお、4で切除したツル等も併せてくん蒸すること。
- 9 伐根及び集積した幹は、全体をシート（生分解性でガスバリア性が高いシートを使用することとする。）で覆えるように準備し、片側をめくり上げ、飛び散らないように静かにまんべんなくカーバム剤の場合にあっては 1 m³当たり 1ℓ、カーバムナトリウム塩液剤の場合にあっては 1 m³当たり 0.75ℓ を上部にまき散らし、ただちにシートで被覆すること。

- 1 0 シートの継ぎ足しはしないこと。また、被覆時に万が一破れが生じた場合には、耐久性のある粘着テープ等で直ちに補修すること。
- 1 1 被覆処理中のシートが、風等で剥がれないようにシートの裾を土等で十分おさえること。
- 1 2 薬剤処理集積箇所には薬剤名、薬剤数量、処理年月日、薬剤処理材数量、作業責任者名を表示すること。
- 1 3 使用する薬剤は、適宜受払簿を作成し管理すること。
- 1 4 薬剤の使用にあたっては、農薬取締法に定められた使用方法、使用量や使用上の注意事項を守り作業を行うこと。
- 1 5 作業終了に際しては、使用済み空容器の回収、処理については、監督職員の確認を受け、請負者において必ず行うこと。
- 1 6 この仕様書により難しい場合、又は明記していない事項で必要ある時は、監督職員にその事由を申し出て指示を受けること。

別紙

切れ込みの深さは5 cm程度とする。

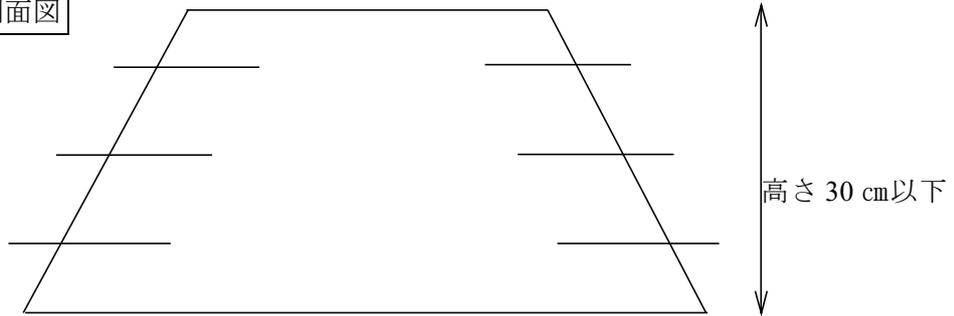
丸太



切れ込みは末口 30 cm までは斜めに片側 3 箇所
末口 30 cm 以上は両側 3 箇所ずつ

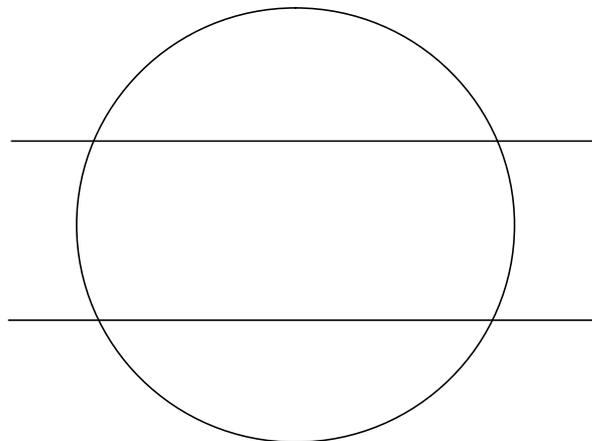
伐根部

側面図



左右 3 箇所ずつ

平面図



上部 2 箇所

(ナラ枯れ防除)

薬 剤 注 入 作 業 仕 様 書

(区域の表示)

- 1 作業地の区域は、別紙図面のとおりであるが、具体的には監督職員の指示を受けなければならない。

(該当立木の表示)

- 2 処理すべき立木は、別紙数量内訳書のとおりであり、胸高部に黄色テープで鉢巻及びナンバーテープで表示してあるので、全て処理すること。

(使用薬剤の種類)

- 3 薬剤は「カーバム剤」又は「カーバムナトリウム塩液剤」を使用し、使用上の注意事項を遵守すること。

(作業中の表示)

- 4 作業着手前には、注意標識等で表示し、入林者（関係者以外）が作業箇所近づかないよう等周知すること。

(薬剤注入孔の穿孔)

- 5 地上から1.5mまでの高さに穿孔するが、原則地上0～0.5mは10cm千鳥、0.5～1.5mは20cm千鳥にドリルで45°の角度で穿孔すること。ドリル径10mm、穿孔深は25mmとする。

(薬剤の注入等)

- 6 穿孔箇所にノズルを確実に差し込み、下の穴から順に薬剤が溢れる寸前（薬剤量約2ml/孔）まで注入すること。

(作業終了後の空容器の回収・処理)

- 7 作業終了に際しては、空容器の回収・廃棄処理を請負者において適正に行うこと。

(安全対策)

- 8 薬剤の使用にあたっては、農薬取締法に定められた使用方法、使用量や使用上の注意事項を守り作業を行うこと。

(その他)

- 9 この仕様書によりがたい場合は、または明記していない事項で必要がある時は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

薬剤仕様書

- 1 作業名 ナラ枯れ等防除事業（伐倒くん蒸）

- 2 指定薬剤
 - ①農林水産省農薬登録済であること。
 - ②農薬の種類、有効成分、1 m³ 当たり使用量
カーバム剤（N-メチルジチオカルバミン酸アンモニウム50.0%）
被覆内容積1 m³ 当たり1,000 ml
又は
カーバムナトリウム塩液剤（ナトリウム=メチルジチオカルバマート42.0%）
被覆内容積1 m³ 当たり750 ml
 - ③人畜毒性：普通物
 - ④適用木名：ナラ伐倒木
 - ⑤適用害虫名：カシノナガキクイムシ

- 3 くん蒸箇所 青森県むつ市脇野沢字源藤城国有林981林班ろ1小班外（別添図面参照）

- 4 その他
 - ①特記仕様書のとおり
 - ②使用薬剤容器は責任を持って収去すること。